さくらがわ人生応援住宅取得助成金

市内に住宅を取得した50歳以下の方に
助成金を交付します。

※空家バンクから取得した場合は、上限年齢なし

基 本 額　30万円

＋

加算助成

I･Uターン 50万円	新婚･子育て世帯 50万円
市内事業者 30万円	長期優良住宅 10万円
景観重点地区 30万円	空家バンク 10万円

最大　200万円！

©桜川市

助成対象者の要件

助成金の支給対象者は、次の①～⑦のすべてに該当する方です。

□ ① 桜川市内に住宅を新築または購入された方（建物の費用総額が消費税込み３００万円以上の場合 ※１）
□ ② 取得した住宅の所在地が住民票の住所地である方
□ ③ 申請日が属する年度の４月１日現在で年齢が満１８歳以上満５０歳以下の方※2
□ ④ 世帯全員に市税等の滞納がない方
□ ⑤ **申請日の１年以内に不動産登記簿に所有権を保存登記された方**
□ ⑥ 以前に同様の助成金の支給を受けたことがない方
□ ⑦ 共有名義者全員の同意を得た方（※住宅が共有名義の場合）

※１…空家バンクを利用して購入した場合は、取得費用の制限はありません。
※２…空家バンクを利用して住宅を取得した方は、年齢の制限はありません。

保存登記後、１年を経過すると支給対象外となりますのでご注意ください！

※桜川市の住宅取得助成金は国費が充当されているため、国の住宅取得関連の補助制度との併用は認められない場合がございます。申請前に一度ご確認ください。

以下の要件に該当する方は、基本助成金３０万円に加え、各助成金が加算されます。

□ **新婚世帯・子育て世帯（５０万円）**
申請日現在で、婚姻後3か年以内の新婚世帯　または
出生から義務教育期間修了までの間にある子どもを扶養している子育て世帯

□ **Ｉ・Uターン（５０万円）**
申請日の直近3か年以内にＩターンまたはUターンをされた方
※いずれも、住所の移転は、生活の本拠の移転に即して住民票に記載されていることが必要です。

□ **市内事業者（３０万円）**
市内事業者※１と建築工事の契約をされた方
※１…市内事業者とは、市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し、かつ、市内に住所を有する個人事業者をいいます。

□ **景観重点地区（３０万円）**
桜川市の景観形成重点地区において景観形成基準に適合する住宅を取得された方
※※※住宅を取得される前にご相談いただくことをお勧めします。

□ **長期優良住宅（１０万円）**
長期優良住宅の認定を受けている住宅を取得された方

□ **空家バンク（１０万円）**
桜川市空家バンクに登録された物件を取得された方

【景観形成重点地区】
磯部（磯部の一部地域）
大和駅北（高森の一部地域）
真壁（真壁町真壁の全域／
桜井、古城、田、飯塚の一部地域）

申請方法・必要書類

下記必要書類をそろえ、担当課まで持参または郵送により提出してください。
※①～④の書類は、桜川市のホームページからダウンロードできます。

□ ① さくらがわ人生応援住宅取得助成金交付申請書［様式第１号］
□ ② 市税等の納付状況の調査を認める同意書［様式第２号］
□ ③ 共有名義者同意書［様式第３号］（※住宅が共有名義の場合）
□ ④ さくらがわ人生応援住宅取得助成金請求書［様式第６号］
□ ⑤ 住民票（世帯全員のもの）
□ ⑥ 住宅の不動産登記事項全部証明書
□ ⑦ 居住用面積が確認できる書類（住宅の間取図など）
□ ⑧ 住宅の工事請負契約書の写し　または　住宅の売買契約書の写し
□ ⑨ 戸籍全部事項証明書（※新婚世帯や、配偶者または子どもと別居している場合）
□ ⑩ 戸籍の附票謄本（※Ｉ・Uターン加算に該当する方）
□ ⑪ 景観計画区域内における行為の適合通知書　または
景観形成基準適合証の写し（※景観重点地区加算に該当する場合）
□ ⑫ 全面を撮影した住宅の外観写真（※景観重点地区加算に該当する場合）
□ ⑬ 長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（※長期優良住宅加算に該当する方）

資料請求・お問合せ先

桜川市役所　都市整備課　整備管理グループ
【住所】茨城県桜川市羽田１０２３番地　桜川市役所大和庁舎１階
【ＴＥＬ】０２９６－５８－５１１１
【受付時間】８：３０～１７：１５（年末年始・土日祝日を除く）